

次期基本計画の策定について

(付議の要旨)

令和6年度を初年度とする新たな基本計画の策定について、検討体制及び審議会条例の制定について報告する。

1 主旨

平成26年度からの世田谷区基本計画について、令和5年度で最終年度を迎える。

新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、気候危機による大規模自然災害の発生、SDGsの推進、DXの推進など、大きく社会状況が変化するなか、次の10年間を見据えた区の最上位の行政計画として、令和6年度を初年度とする新たな基本計画を策定する。

2 基本計画の位置づけ

世田谷区基本構想（平成25年9月議決）の実現に向け、刻々と変化する社会状況の変化を捉え、10年後に区が目指す将来像を明らかにした、区の最上位の行政計画であり、あらゆる区の分野別計画・施策に指針性を有する、区政運営の基本的な指針。

3 策定の考え方

(1) 実施計画との一体化及び計画期間の見直し

機動的・実践的な計画とするとともに、基本計画と実施計画の関係性をより明確化し、区民にわかりやすい計画とし、区の最上位計画である基本計画に基づく計画行政を実行していくため、基本計画と実施計画を一体化する。

また、現在の10年（4年-4年-2年）の計画期間を、10年後を見据えた8年（4年-4年）の計画とし、基本計画についても、中間年での見直しを図ることで、社会状況の変化などを、より反映できる計画とする。

なお、他の分野別計画について、法令で別に定めのあるものなどを除き、原則、基本計画の期間にあわせた計画とし、基本計画に基づく計画行政を実行していく。

(2) 基本計画の検討

中長期的な展望を踏まえた区政の基本的な指針となることから、様々な分野における専門的な知見や区民の視点などを集めるため、基本計画審議会を設置する。同時に、(仮称)区民検討会議を設置し、区民主体による幅広い議論も行い、様々な立場からの視点を審議会の議論に反映し、区へ基本計画大綱の答申を得る。その後、区としての考えをまとめ、区議会での議論を経て、基本計画を策定するものとする。

また、検討にあたっては、今年度策定予定の「世田谷区未来つなげるプラン（実施計画）」や、来年度施行予定の「(仮称)世田谷区地域行政推進条例」における考え方、DX推進の視点を踏まえ、議論を深めていく。

4 検討体制【別紙1】

有識者、区民、団体、事業者、議会など、様々な意見をリアルとデジタルの融合によりつなぎ、新たな基本計画を策定していく。

(1) 基本計画審議会

①役割

区の諮問（基本計画の基本的方向を調査、審議すること）に基づき、区が目指す将来像等について審議するほか、それを実現するための施策の考え方などについて議論する。

最終的には、基本計画大綱（基本計画の策定にあたり、その基本的な考え方、目指す将来像、施策の方向性等を盛り込んだもの）を区に答申する。

②構成

10年後の区政を見据え、各分野に精通した有識者や、別途設置する（仮称）区民検討会議の代表メンバーで構成し、様々な立場から横断的な議論を展開する。また、区としての目指す姿を分野横断的に議論することで、新たな施策展開を促すため、分野ごとに部会などを別途設置するのではなく、全体での議論を基本とする。

【委員構成】

15人程度：区民検討会議代表、有識者（民間事業者、NPO等含む）

③議会への報告

基本計画審議会の審議内容や状況について、随時区議会へ報告する。

④区民参加

- ・別途設置する（仮称）区民検討会議のメンバーが委員として参加することで、区民検討会議における議論を反映させる。
- ・審議会を公開で実施するとともに、オンラインによる傍聴や傍聴者からの意見提出などについても検討する。

(2)（仮称）区民検討会議

公募および無作為抽出により、年代や地域を考慮して選出した区民30人程度により、ワークショップ形式による議論を複数回実施し、意見を取りまとめ、その結果を審議会での議論へ反映する。リアルとデジタル双方による開催や、時代に即した区民参加の手法をワークショップのテーマとするなど、区民の目線から今後の区民参加のあり方について議論を行う。

(3) その他

- 基本計画策定の機運醸成を図るため、シンポジウムを開催し、区民意見を聴取する。
- 5地域でタウンミーティングを開催し、検討状況を報告するとともに、地域と意見交換を行う。
- 区と関わりのある団体や区民、事業者、既存の区審議会など、様々なステークホルダーから意見聴取（SNSを活用したアンケート等）を行い、審議会での議論へ反映する。
- 区のホームページ等を活用して審議経過を公表するとともに、パブリックコメント等により区民から意見や提案を募る。
- 庁内の検討にあたっては、部長級で構成する「基本計画等推進委員会」を中心に、若手職員などの意見も取り入れながら、全庁をあげた議論を展開していく。
- その他、デジタル技術を活用した新たな参加と協働について、調査・研究を進め、基本計画策定の過程において試行実施するなど、デジタル・デモクラシーの深化を図る。

(4) 基本計画の策定

審議会からの答申後、答申の内容を尊重しながら、区としての考え方をまとめるとともに、より具体的に推進すべき施策や事業等について検討を行い、基本計画を策定していく。検討にあたっては、随時議会に検討状況等を報告し十分な議論をいただくとともに、区民の意見を聴きながら進める。

5 条例の制定

世田谷区基本計画審議会条例の制定について、令和4年第1回区議会定例会に提案する。(別紙2：世田谷区基本計画審議会条例(案))

6 今後のスケジュール(予定)

令和4年	1月	企画総務常任委員会報告(次期基本計画の策定について)
	2月	第1回区議会定例会(基本計画審議会条例案の提案)
	7月	(仮称)区民検討会議設置
	9月	審議会設置(諮問)
令和5年	9月～	5 常任委員会報告(基本計画検討状況) ※随時
	3月	答申
	5月	5 常任委員会報告(基本計画(骨子))
令和6年	9月	5 常任委員会報告(基本計画(素案)) パブリックコメント
	2月	5 常任委員会報告(基本計画(案))